

令和7年度 議会事業取組評価（政策部会所掌分）

政策部会取組事項
<p>1 議会運営における情報通信技術の活用について</p> <p>(1) 議会手続きのオンライン化（請願・陳情以外）</p> <p>(2) オンライン委員会開会事由の再検討</p> <p>(3) オンライン会議等の習熟</p> <p>(4) タブレット端末及び会議システムの調達</p> <p>2 議員研修の企画及び運営について</p> <p>(1) 前期議員研修会</p> <p>(2) 後期議員研修会</p> <p>3 議会運営委員会からの依頼事項</p> <p>(1) 傍聴規則及び委員会傍聴規則の全般的な見直し</p> <p>(2) 松本市農林業振興条例の一部を改正する条例の施行状況検討の準備</p> <p>(3) サイバーセキュリティ確保方針の具体的な検討</p>

1 議会運営における情報通信技術の活用について	
(1) 議会手続きのオンライン化（請願・陳情以外）	
実施の概要・成果	課題・今後の取組み
<p>ア 趣旨</p> <p>令和6年4月1日施行の地方自治法改正により可能となった議会手続きのオンライン化について、請願・陳情のオンライン化に取り組んだ令和6年度に引き続き、請願・陳情以外の手続きについてオンライン化を検討したもの</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア) 請願・陳情以外の全ての議会手続きについて、種類、内容及び頻度といった観点から整理した上で、手続きごとに①オンライン化の必要性の有無及び②オンライン化の許容性の有無といった観点から、オンライン化すべきかどうかを検討したもの</p> <p>(イ) さらに、上記(ア)で選定した手続きに係る具体的な例規整備検討の段階で、例規整備上の必要性等の観点から、追加的にオンライン化すべき手続きを検討したもの</p> <p>ウ 成果</p> <p>(ア) 4つの手続きのオンライン化を決定</p> <p style="margin-left: 20px;">a 請負状況の報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手続きについては、オンライン化は行わない旨を集約したことから、令和7年度の取組みをもって終了 ・ 今後、各手続のオンライン化の必要性や許容性をめぐる事情に変更が生じた場合は、その都度、当該手続きのオンライン化について再検討を行う。

<ul style="list-style-type: none"> b 請負状況報告の訂正 c アプリ追加の届出 d 会議システム等の同期使用の届出 <p>(イ) 上記(ア)のオンライン化に必要な例規整備等を完了</p> <ul style="list-style-type: none"> a 松本市議会議員の請負に係る透明性の確保に関する規程の改正 b 松本市議会タブレット端末等運用規程の改正（議会訓令として再制定） c 松本市議会パブリックコメント実施要綱の改正 <p>(ウ) 上記(ア)のオンライン化に係る具体的な方法（公用メールアドレス又は議会事務局に届け出た連絡用パソコンメールアドレスからPDFデータを送付する方法）を集約</p>	
(2) オンライン委員会開会事由の再検討	
実施の概要・成果	課題・今後の取組み
<p>ア 趣旨 令和6年度からの申送りを踏まえ、災害・感染症のまん延防止に限定されているオンライン委員会出席事由の再検討を行ったもの</p> <p>イ 内容 (ア) オンライン委員会開会事由を災害・感染症のまん延防止に限定した経過を整理 (イ) 他市議会の動向を調査 (ウ) その上で検討にあたっての論点を次の4つに絞って検討を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> a 災害・感染症のまん延防止以外の事由を追加するかどうか（追加しない場合は検討終了）。 b 追加する場合は、追加する事由を何にするか。 c 包括的な事由（その他等）を入れるかどうか。 d 包括的な事由を入れる場合はその判断基準をどうするか。 <p>ウ 成果 (ア) 上記イ(ウ) a（災害・感染症のまん延防止以外の事由を追加するかどうか。）の論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度に実施した全中核市に対する調査結果を踏まえ、令和8年度も引き続き検討を継続する。 ・ さらに検討を深めるため、実際に育児・介護を理由にオンライン会議を実施した経験を有する議会への調査を検討する。

<p>について、各会派の意見が半々に分かれ、現段階での集約には至らなかったもの</p> <p>(イ) 引き続き、政策部会の検討事項とすべきことを令和8年度に申し送る旨を集約するとともに、検討材料を収集するため、全中核市議会に対する大規模な調査を実施し、調査結果を確認</p>	
<p>(3) オンライン会議等の習熟</p>	
<p>実施の概要・成果</p>	<p>課題・今後の取組み</p>
<p>ア 趣旨</p> <p>昨年度政策部会からの申送りに基づき、訓練を実施し、非常時に備えた操作習熟を図るとともに、議会機能強化に向けた効果的な運用を検討したもの</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア) 模擬オンライン会議の実施（令和8年1月9日（金）総務委員会）</p> <p>(イ) 常任委員協議会正副レクのオンライン実施（10月～12月）</p> <p>(ウ) 会派単位でのZoom接続訓練の実施（11月～12月）</p> <p>ウ 成果</p> <p>(ア) 各訓練から得られた課題を整理し、一部の課題に対する対応として、松本市議会オンライン会議運営要綱を改正</p> <p>(イ) 起立採決以外の採決方法の検討等の一部の課題については、来年度改めて検討するよう整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会機能維持の観点から、引き続き、非常時に備えた訓練（模擬オンライン委員会等）を実施し、事務局を含めた議会全体の習熟を図るとともに、会派においても日頃の活動で習熟を図る。 ・ 来年度の検討事項として整理したものについては、来年度中に結論を得て、非常時に問題なくオンライン会議等の対応ができるような体制を整備する。
<p>(4) タブレット端末及び会議システムの調達</p>	
<p>実施の概要・成果</p>	<p>課題・今後の取組み</p>
<p>ア 趣旨</p> <p>令和6年度に引き続き、次期調達に向けた方針等を検討したもの</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア) 各会派におけるタブレット端末付属品（一体型キーボード）の調達状況や第1期及び第2期の調達から得た知見を踏まえ、次期調達時期の見直しを行ったもの</p> <p>(イ) 上記(ア)の結果を踏まえ、次期調達に係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期調達に係る基本方針に基づいた確実な調達ができるよう、整理した令和8年度の実施方針に準じ、引き続き着実な取組みを行う。

<p>る基本方針を再検討したもの</p> <p>(ウ) グループウェア移行に係るRFIを実施し、次期調達に向けた令和8年度の実施計画を整理したもの</p> <p>ウ 成果</p> <p>(ア) 次期調達時期の再検討結果を踏まえ、次期調達に係る基本方針を集約</p> <p>(イ) 次期調達に向けた課題を次のとおり整理</p> <p> a タブレット端末については、インフレ等を背景とした調達コストの増加懸念と確実なバックアップ</p> <p> b グループウェアについては、リセラーチェンジに伴うデータ移行の研究とスケジュール設計</p> <p> c 会議システムについては、議員向けデモの実施、インフレ等に加えて蓄積データ増に伴う調達コストの増加及び理事者側の動向を踏まえた調達</p> <p>(ウ) 上記(イ)の課題を踏まえ、令和8年度の実施計画を具体的なスケジュール案と共に集約</p>	
---	--

2 議員研修の企画及び運営等（前年度継続事業）	
実施の概要・成果	課題・今後の取組み
<p>議員の政策形成、立案能力の向上等を図るため、前期・後期の2回開催（特に令和7年度は、松本市農林業振興条例の一部を改正する条例の施行状況検討に向けた準備として、議員間の情報共有のため議員研修を活用したもの）</p> <p>(1) 前期議員研修会</p> <p> ア 日時 令和7年8月25日(月) 午前9時30分～正午</p> <p> イ 講師 関西学院大学法学部 教授 小川 大和 氏</p> <p> ウ 演題 「政策評価・検証について」</p> <p> エ 成果 本件条例施行状況検討の準備として、政策評価・検証に係る議員間の情報共有を図るとともに、松本市議会としては初めての取組みとなった地</p>	<ul style="list-style-type: none"> 松本市農林業振興条例の一部を改正する条例の施行状況検討準備の取組みは令和7年度で完了することから、令和8年度は、改めて議員活動に資する内容を検討する。

方自治法第100条の2の規定による専門的調査実施のきっかけとなったもの

(2) 後期議員研修会

ア 日時 令和7年11月27日(木)

午前11時～午後3時30分

イ 演題・講師

(ア) 令和2年度の条例提案に至る取組みについて(吉村 幸代 副議長(令和2年度経済地域委員長))

(イ) スマート農業に係る国・県の施策状況等について(長野県農政部農業技術課農業革新支援専門員 伊藤 勝人 氏)

(ウ) スマート林業に係る国・県の施策状況等について(長野県林務部信州の木活用課課長補佐 市原 満 氏・同課主査 東度 考太 氏)

ウ 成果 本件条例施行状況検討の準備として、スマート農林業に係る国・県の施策状況等について、議員間で情報共有が図れたもの

3 議会運営委員会からの依頼事項

(1) 傍聴規則及び委員会傍聴規則の全般的な見直し

実施の概要・成果

課題・今後の取組み

ア 趣旨

全国市議会議長会の標準市議会傍聴規則の改正に伴い、傍聴規則及び委員会傍聴規則の全般的な見直しを行ったもの

・ 議会運営委員会から依頼があった取組みとしては、令和7年度で完了とする。

イ 内容

(ア) 全中核市議会に対する改正動向調査(令和元年度以降)の実施(8月)

(イ) 全般的な見直しに係る論点とその対応の整理(10月～11月)

(ウ) 改正骨子案の取りまとめ(12月)とパブリックコメントの実施(12月～1月)

(エ) 傍聴規則及び委員会傍聴規則の具体的な改正条文の検討

ウ 成果

(ア) 傍聴規則(昭和44年制定)、委員会傍

<p>聴規則（平成16年制定）ともに、制定来初めてとなる全般的な見直しを実施</p> <p>(1) 令和8年2月定例会に、議会運営委員会を通じて、傍聴規則及び委員会傍聴規則の改正議案を提出し、可決（令和8年4月1日改正施行）</p>	
<p>(2) 松本市農林業振興条例の一部を改正する条例の施行状況検討の準備</p>	
<p>実施の概要・成果</p>	<p>課題・今後の取組み</p>
<p>ア 趣旨</p> <p>令和3年2月定例会において、市議会初めての政策条例として可決した松本市農林業振興条例の一部を改正する条例の施行状況について、条例施行から5年後に検討することとなっていることから、その準備の取組みを行ったもの</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア) 検討の前提となる全議員の情報共有の取組み</p> <p>a 前期・後期議員研修会を活用した全議員の情報共有（前期「政策評価・検証について」、後期「令和2年度の条例提案に至る取組みについて・スマート農林業に係る国・県の施策状況等について」）</p> <p>b 地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査（調査者 関西学院大学法学部 教授 小川 大和氏）</p> <p>(イ) 所管委員会が2委員会（経済文教委員会及び建設環境委員会）にわたることを踏まえた令和8年度検討主体等の検討</p> <p>ウ 成果</p> <p>(ア) 適切な施策検討が行えるよう、2回の議員研修会を活用し、政策の評価・検証の総論から具体的な政策分野（スマート農林業）における国・県の施策動向までについて、全議員で体系的な情報共有を行ったもの</p> <p>(イ) 特に、新たな立法など国の施策推進が活発で、本市も補助金を中心とした具体的な施策推進を図っているスマート農業の分</p>	<p>・ 議会運営委員会から依頼があった取組みとしては、令和7年度で完了とする。</p>

野については、EBPMの観点から適切な検討が行えるよう、専門的事項に係る調査を実施し、その成果品（最終報告書）を得たもの（市議会としては初の取組み）

(ウ) 令和8年度の検討主体等については次のとおり集約したもの

a 検討主体については、経済文教委員会と建設環境委員会が、要所は合同で検討をしながら、細部の検討についてはそれぞれの委員会において個別に行うこととする。

b 具体的な検討方法として、次のとおり集約

(a) 調査研究テーマとするかどうかは各委員会において判断すること（ただし、調査研究テーマにすることが望ましい。）。

(b) 令和7年度の実績成果を活用して検討を深めること（スマート林業については別途事務局において中核市調査を実施）。

(c) 農業委員会との意見交換を実施する場合は、経済文教委員会において実施すること。

(d) 令和2年度の政策提言等のせいかげがベースにあることや、委員の負担感を踏まえて可能な範囲で行うこと。

(e) 経済文教委員会と建設環境委員会が合同で検討する要所の目安を「開始段階」、「中間段階」、「最終段階」とすること。

c 上記a及びbによる条例施行状況及び必要な措置の検討を、議会運営委員会を通じて、令和8年度経済文教委員会及び建設環境委員会に申し送るもの

(3) サイバーセキュリティ確保方針の具体的な検討

実施の概要・成果

課題・今後の取組み

ア 趣旨

地方自治法の改正（令和8年4月1日施行）

・ 引き続き、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実

により、普通地方公共団体の議会にサイバーセキュリティ確保方針の策定と公表が義務付けられることから、議会運営委員会の依頼を受けて、松本市議会としてのサイバーセキュリティ確保方針の策定について、具体的に検討したもの

イ 内容

- (ア) 地方自治法の改正内容の整理
- (イ) 総務省指針（地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言）等で示された地方自治法の改正内容等の整理
- (ウ) サイバーセキュリティ確保方針策定に向けた基本的な考え方並びに論点及びその対応の整理
- (エ) サイバーセキュリティ確保方針策定に当たっての基本方針の決定
- (オ) サイバーセキュリティ確保方針の具体的内容の検討

ウ 成果

- (ア) 総務省指針を踏まえ、議会情報セキュリティ基本方針を策定し、議会サイバーセキュリティ確保方針とすることを決定
- (イ) 議会情報セキュリティ基本方針を議会訓令として策定し、議会サイバーセキュリティ確保方針として、地方自治法第244条の6第3項の規定により議会ホームページにおいて公表
- (ウ) サイバーセキュリティ確保を実質化するためのルール（情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順）や監査体制については、令和8年度に具体的な検討を行う旨を集約

施手順の策定や監査・点検体制の構築に取り組み、サイバーセキュリティ確保の実質化を図る。

（評価責任者） 政策部会長 横内裕治